

有機フッ素化合物汚染に関する意見書

有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下、PFOS）とペルフルオロオクタン酸（以下、PFOA）は、環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、近年国内外において製造、使用等が規制されているが、これまで環境中に放出されてきたPFOS、PFOAによる汚染が懸念される。

神奈川県が行った調査では、本市の河川及び地下水において、暫定目標値である1リットル当たり50ナノグラムを超える値が検出され、本市上下水道局が2021年に行った調査では、本市の水源井戸（第3水源）の原水及び相模が丘配水場の浄水から、暫定目標値を超える値が検出され、現在、本市の第3水源井戸は取水停止となっている。

本市の水道事業における地下水割合は約86%で、「おいしい地下水のまち」として多くの市民に好評を得てきている。そのような中での地下水の有機フッ素化合物汚染は深刻であり、その対策が求められる。

よって、本市議会は、国に対し、以下の事項を求める。

- 1 河川及び地下水の有機フッ素化合物汚染の原因を究明し、適切な対策を講じること。
- 2 現在、水質汚濁防止法の要監視項目、水道法の水質管理目標設定項目となっているPFOS、PFOAについて、それぞれ環境基準及び水質基準を設定し、規制項目とすること。
- 3 地方公共団体が行う有機フッ素化合物調査及び対策に係る経費について、財政的措置を講じること。
- 4 米軍基地キャンプ座間における有機フッ素化合物を含む泡消火剤について、過去の使用状況（訓練の頻度及び排水処理方法等）を公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣 殿
厚生労働大臣
環境大臣
防衛大臣

座間市議会議長 吉田 義人